

平成30年度 滋賀県介護福祉士修学資金貸付事業募集要項

滋賀県内の、介護人材育成、確保および定着を支援するため、指定介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金の貸付を行います。貸付は無利子です。また、養成施設を卒業後、滋賀県内の施設等において介護等の業務に5年間従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

1. 貸付対象者

次の①～②の要件を満たす者

- ①指定介護福祉士養成施設に在学し、卒業後、介護福祉士として、滋賀県内※の社会福祉施設等において介護等の業務に従事しようとする者。（※一部例外あり 介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱第3条参照）
- ②他の実施主体から同様の修学資金の貸付を受けていない者
- ③学業成績等が優秀と認められる者もしくは、卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり介護福祉士資格取得に向けた向学心がある者と認められる者であり、かつ、家庭状況等から修学資金の貸付が必要と認められる者。

※母子・父子寡婦福祉資金、生活福祉資金教育支援資金等、重複して貸付を行えないものがあります。

2. 貸付額

修学資金 月額 50,000 円以内

入学準備金 200,000 円以内（入学時に限り）

就職準備金 200,000 円以内（卒業時）

国家試験受験対策費用 40,000 円以内（当該卒業年度）

※当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思がある事が貸付の条件
生活費加算

介護福祉士養成施設に在学する期間の生活費の一部として、一月あたり貸付対象者の貸付申請時における年齢および居住地に対応する区分の額を基本として、別に定める額（年齢および居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。）を加算することができるもの。

※貸付申請時に次に掲げる世帯の世帯員であることが貸付の条件

ア高校在学時に生活保護受給世帯であって、世帯分離のうえ入学した者

イ地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税世帯
ウ地方税法第323条に基づく市町村民税の減免世帯

エ国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免世帯

オ国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予世帯

3. 貸付期間

養成施設に在学する期間

4. 貸付利子

無利子（ただし、返還期限が過ぎた場合は延滞利子がつきます。）

5. 連帯保証人

・連帯保証人は、本事業による貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、原

則として2名たてなければならない。

- ・申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は法定代理人（未成年者の親権者・後見人など）であること。
- ・連帯保証人は、日本国内に居住しそれぞれ独立の生計を営む成年者であること。
- ・個人の連帯保証人を立てることが出来ない場合、法人を連帯保証人として立てることができる。その場合は以下の要件を全て満たすものとする。
 - ①登記されている法人であること
 - ②法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行っている事
 - ③貸付決定者（借受人）と連帯して債務（延滞利子を含む）を返還する意思がある事
 - ④債務を弁済する資力を有する事

6. 返還免除

介護福祉士資格を取得後、介護等の業務に常時従事し、かつ5年間引き続き当該業務に従事したとき。

7. 申請に必要な書類

- (1) 介護福祉士修学資金貸付申請書（個人情報取得・利用（取り扱い）の同意を含む）
- (2) 在学する養成施設等の長の推薦書
- (3) 連帯保証人のうち申請者と生計を一にし、かつその生計を主として維持している者の前年の所得を証明する書類
- (4) 申請者が成年者の場合は、申請者の前年の所得を証明する書類
- (5) 申請者のうち、国家試験受験対策費用の加算を希望する者は、国家試験受験誓約書
- (6) 申請者のうち、生活費加算を希望する者は、その事実を証明する書類
- (7) 申請者の住民票記載事項証明書（申請日より前3ヶ月以内に発行されたもの）
- (8) 法人が連帯保証人となる場合は以下の書類
 - ①法人の登記事項証明書
 - ②法人代表の印鑑証明書
 - ③法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことが分かる記録（評議委員会や取締役会の議事録等）
 - ④法人の直近の納税証明書
- (9) その他、滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類。

8. 申請方法

在学している養成施設を経由して申請すること。

※養成施設から本会への締切は6/15（金）。養成施設の締切はそれぞれ異なるので、必ず養成施設にて確認すること。

9. その他

- (1) 審査のうえ、貸付の可否を決定するものとする。
- (2) 制度詳細は、ホームページにて掲載。

10. 問合せ先

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 介護・福祉人材センター

〒525-0032 滋賀県草津市大路一丁目1-1

ガーデンシティ草津・エルティ 932 3階

TEL : 077-567-3925 FAX : 077-567-3928

ホームページ : <http://www.shigashakyo.jp/>